

新たな契約方法への移行について

1. 新たな契約方法に移行する背景

【1】フリーランス法

令和6年11月1日に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（いわゆる「フリーランス法」）が施行されました。この法律は、フリーランス（個人事業者）として働く方の権利を保護し、安定した就業環境を整備することを目的としています。

フリーランスとは、従業員を使用しない個人で業務を受託される方を指します。この法律は、発注者からフリーランスに対して行われる業務委託に適用され、発注者側に禁止事項や配慮義務などの規制が課せられます。請負・委任として就業しているシルバー人材センターの会員も、フリーランスとしてこの法律の適用を受けます。ただし、シルバー派遣会員は雇用契約で働いているため、フリーランスには該当しません。

【2】フリーランス法での義務

発注者は、フリーランスに対して業務を委託する際、契約条件を明示する義務があります。

シルバー会員には、業務内容、報酬額、就業期間、支払期日などの条件を、書面または電磁的方法で明示する必要があります。

【3】新たな契約方法への移行

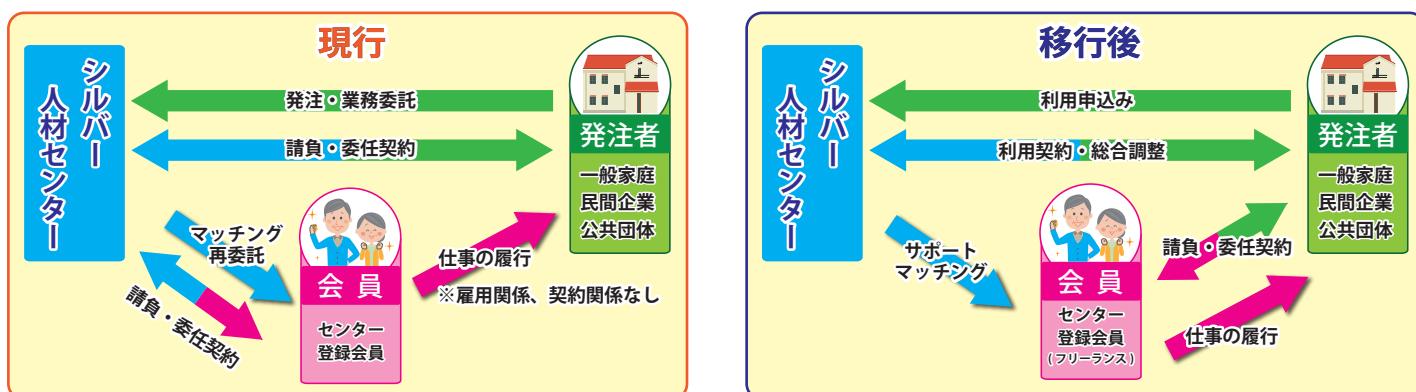
現行の契約方法は、センターが発注者から仕事の依頼を受け、会員に再委託する形式となっています。このため、発注者と会員の間に直接の契約関係は生じていません。

発注者としての責務を果たすためにも直接的な契約関係となることが望ましいとされ、厚生労働省が示す新たな契約方法は、発注者から会員に対して業務委託が行われる形式となります。これにより発注者の負担増加が懸念されますが、フリーランス法に基づく事務処理や両者の調整をセンターが行うことにより、負担の軽減を図るとともに、会員に対しては就業環境の整備とサポートを充実させることを目的としています。

新しい契約方法においても、センターは従前どおり、発注者から仕事の依頼を受け、就業条件の明示、会員の手配、報酬の代理請求や支払いなどの業務は責任を持って実施します。

この仕組みは変わりません。

現行の契約と移行後の契約の比較図



2. 新たな契約方法（三者間の包括契約）

【1】契約方法の概要

フリーランス法適用のため、センター利用規約に基づいて発注者、センター、会員の三者間での包括契約に変わりますが、実務面では現行と基本的に変わりません。

包括契約では、発注者と会員の直接的な契約関係になりますが、センターが両者の間に入って調整します。依頼された仕事の履行や就業条件の明示といった会員が安心して働くための環境確保など、センターの責任は変わりません。

発注者が支払う料金（業務委託料）は、**センター業務委託料**と**会員業務委託料**を合わせて、センターが一括して請求します。このうち、会員業務委託料は、センターを経由して発注者が会員に支払う形式になりますが、請求、支払においても変わりません。

三者による包括契約の流れ



【2】三者による包括契約の流れ（左図の詳細説明）

① 仕事の依頼と規約への同意

- ・仕事の依頼は、センター及びホームページで受け付けます。（依頼者＝発注者）
依頼の際、[シルバー人材センター利用規約](#)・[会員業務就業規約](#)への同意が必要です。

② センター利用契約の締結

- ・仕事の内容確認後、お請けできる場合はお見積をいたします。
- ・お見積もりを確認いただいた後、発注者とセンター間で[センター利用契約](#)を締結します。
[センター利用規約](#)・・・発注者がセンターを通じて会員に業務を委託する際の規定
[会員業務就業規約](#)・・・会員がセンターを通じて就業する際の規定
[センター利用契約書](#)・・・両規約に基づいて、センターを通じて会員に業務を委託する
業務名・内容、委託料などを定めた契約書

③ 会員業務仕様書の明示

- ・センターは、[センター利用契約書](#)をもとに[会員業務仕様書](#)を会員に明示

④ 会員業務仕様書への同意、契約の成立

- ・会員が[会員業務仕様書](#)への同意をいたします。
- ・会員が[会員業務仕様書](#)に同意することで、発注者と会員間での請負委任契約が成立する形になります。

⑤ 仕事の履行

- ・会員は[会員業務仕様書](#)に基づき仕事を履行します。

⑥ 仕事の完了報告

- ・会員は仕事が完了後、センターへ完了報告をします。

⑦ 業務委託料の請求

- ・センターは、発注者へ業務委託料の請求を行います。
請求内訳は、[センター業務委託料](#)と[会員業務委託料](#)の合計額です。

⑧ 業務委託料の支払い

- ・発注者は、業務委託料をセンターへ支払います。

⑨ 会員への会員業務委託料の支払い

- ・センターは、会員へ報酬にあたる[会員業務委託料](#)を支払います。
規約による会員の代理請求、代理徴収により支払う形です。

3. 業務委託料の一部に係る消費税の課税関係

今まででは発注者とセンターとの業務一式の契約でしたが、三者契約となるため2つの構成の契約となります。

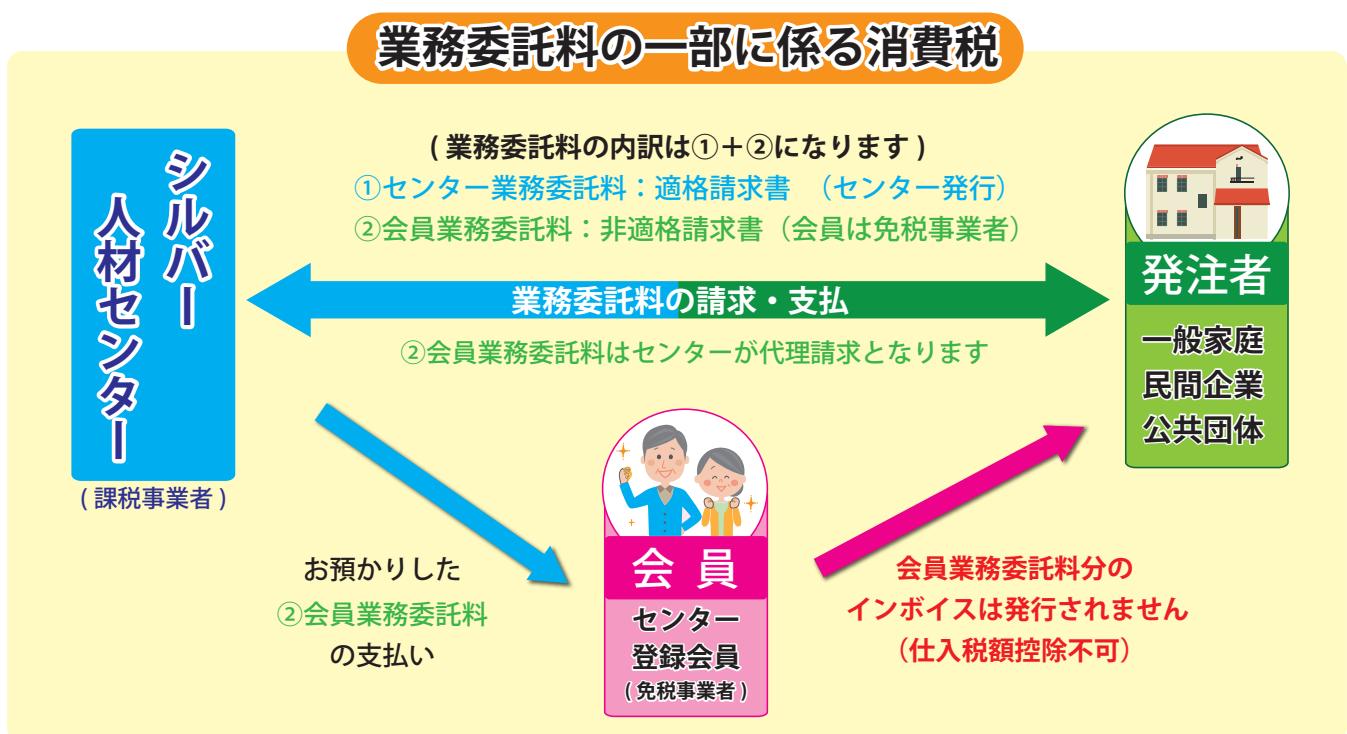
新たな契約方法の業務委託料は①+②の合計になります。

①センターに対するマッチングや調整等の「センター業務委託料」

②会員が仕事を行った「会員業務委託料」の合計となります。

このうち、②会員業務委託料は、発注者が会員に支払う形式となりますので、消費税の取扱いが変わります。

業務委託料のうち①センター業務委託料は、センターがインボイス（適格請求書）を発行できますが、②会員業務委託料は、会員は基本的に年間の課税売上高が1,000万円以下の免税事業者に該当するため、インボイスを発行できません。このため、会員業務委託料については、消費税の仕入税額控除が適用されないことになります。



新たな契約方法での「フリーランス法の適用」と「会員の会員業務委託料に係る消費税の課税関係」

発注者 (一般家庭・民間企業・公共)		フリーランス法	インボイス制度	備考 (○印が適用される項目)
		特定業務委託事業にあたる (法が適用される)	消費税の仕入税額控除できない	
個人・家庭				事業者ではないため、フリーランス法の適用を受けない。消費税の申告納付も行わない
民間企業	(消費税) 簡易課税事業者	○		年間課税売上高5,000万円以下、かつ簡易課税制度を選択する民間事業所
	(消費税) 原則課税事業者	○	○	上記以外の民間事業所
公共	運営の 業務委託	業務委託料の原資が 租税等の特定収入	○	一般会計で租税を原資としている
		業務委託料の原資が 特定収入ではない	○	特別会計で利用料等を原資としている

※新たな契約方法は、令和8年4月1日から移行します。

※シルバー人材センター利用規約、会員業務就業規約等は、当センターホームページで掲載します。

【公益社団法人直方市シルバー人材センターホームページ URL <https://n-silver.net>】